

第17回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 議事要旨

平成23年8月23日（水）18:00～20:00

中央合同庁舎3号館 11階特別会議室

【出席者】

中川座長、宇野委員、三本木委員、鈴木委員、辻本委員、道上委員、森田委員、山田委員、関河川局長

【ダム事業の検証の検討結果について】

○今回は、検討主体から国土交通大臣に報告された厚幌ダム、奥戸生活貯水池、駒込ダムの検討結果について説明を受け、有識者会議から意見等を述べた。

○委員の主な発言は以下のとおり。

- ・新たに確保すべき水道用水が最小流量の約1割程度に過ぎないような場合、工夫をすれば、ダムがなくても対応できるのではないか。この点については、水利用が競合することもあり、安定した権利を保証するためのルールが積み上げられ、水共同社会ができあがってきているのではないか。
- ・ダムが中止される場合、河川整備計画の変更手続きが必要となるが、治水対策の内容が変更されることから、地域住民に丁寧に説明をしていくことが重要である。
- ・検討主体が中止と判断したダムに関しては、なぜそのような判断が可能になったのかという特質を理解していくことが今後の参考となるのではないか。
- ・取水の不安定要因、経済的な評価のあり方、河川流量と生物との関係など、流水の正常な機能の維持について、今後、調査研究を行っていくことが重要である。

- ・ 東日本大震災を踏まえ、想定を超える外力が発生した場合にどのように対応するか、地域でも考えていくことが重要である。なお、この点については、「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」との考え方から評価することを「中間とりまとめ」でも述べている。
- ・ 人口が集積している大河川から非常に規模の小さい河川までである中で、各流域の特徴を踏まえつつ、どの程度の安全度を確保するためにどの程度の投資を行っていくのかについて考えることは難しいことであるが、重要である。
- ・ 青森県の奥戸生活貯水池は「中止」という内容であり、北海道の厚幌ダム、青森県の駒込ダムは「継続」という内容であった。これらは、基本的には、中間とりまとめで示した「共通的な考え方」に沿って検討されたものであると理解できる。
- ・ 北海道の厚幌ダムに関しては、事業に関して関係住民等から様々な意見があることに鑑み、引き続き理解が得られるよう努力を続けることが重要である。